

## 三沢市専用水道等取扱要綱

(平成25年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、専用水道及び簡易専用水道の管理を適正に行うために、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(確認申請書)

第2条 法第32条の規定により、専用水道の布設工事をしようとする者（以下「申請者」という。）は、専用水道布設工事確認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合は、法第33条第5項の規定により当該工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事適合確認通知書（様式第2号）により、適合しないと認めるとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又は判断することができない理由を附して、専用水道布設工事不適合通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に行う。

(記載事項変更届出)

第3条 法第33条第3項の規定による申請書の記載事項の変更の届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届出書（様式第4号）により市長に行うものとする。

(布設工事完了届出書)

第4条 申請者は、布設工事が完了した時は、完了した日から7日以内に専用水道布設工事完了届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、届出書の記載事項が第2条第1項の申請書又は前条の変更届出書の記載事項に合致していると認めるときは、これを受理しなければならない。

(給水開始前の届出)

第5条 法第34条第1項において準用する法第13条の規定による給水開始の届出は専用水道給水開始前届出書（様式第6号）を提出しなければならない。

(業務の委託等)

第6条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第1項の規定により、専用水道の管理に関する技術上の業務を委託したときの同条第2項の規定による届出は、専用水道管理業務委託届出書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 前項の委託に係る契約が効力を失ったときの法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、専用水道管理業務委託契約失効届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（休止又は廃止届出）

第7条 専用水道の設置者は、専用水道を変更又は廃止したときは、速やかに専用水道（変更・廃止）届出書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（改善の指示等）

第8条 法第36条第1項の規定による専用水道施設の改善の指示は、専用水道改善指示書（様式10号）により行うものとする。

2 法第36条第2項の規定による専用水道に係る水道技術管理者の変更の勧告は、水道技術管理者変更勧告書（様式第11号）により行うものとする。

（給水停止命令）

第9条 法第37条の規定による専用水道に係る給水停止の命令は、給水停止命令書（様式第12号）により行うものとする。

（簡易専用水道の設置等の届出）

第10条 簡易専用水道を設置しようとする者は、簡易専用水道設置届出書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届出書に記載した事項を変更又は施設を廃止したときは、速やかに簡易専用水道（変更・廃止）届出書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（検査結果の報告等）

第11条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）による検査の結果、衛生上問題があると認められたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

2 登録検査機関は、前項の検査の結果、衛生上問題があると認められた時は、当該設置者に対し、速やかにその旨を市長に報告するよう助言しなければならない。

3 登録検査機関は、毎月の検査の実施状況を取りまとめ、翌月の10日までに簡易専用水道検査実施状況報告書（様式任意）を市長に提出するものとする。

4 市長は前項の規定による登録検査機関からの報告に基づき、衛生上問題があると認められた施設について立入検査を実施し、改善に関する指導を行うものとする。

（措置の指示）

第12条 法第36条第3項の規定による簡易専用水道施設の管理に係る措置の指示は簡易専用水道措置指示書（様式第15号）により行うものとする。

(給水停止命令)

第13条 法第37条規定による簡易専用水道に係る給水停止の命令は、給水停止命令書(様式第12号)により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。